奈良県営水道企業管理規程第二号

水道局
（各課
各出先機関）

奈良県水道局職員就業規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年五月二十二日

奈良県知事　荒　井　正　吾

別表第二第五号中「証人」を「裁判員、証人」に改める。